

## 令和4年度(2022年度) 越谷市 介護保険施設等の整備方針

### 1 基本的な考え方

- (1) 令和4年度の越谷市介護保険施設等の整備方針に関しては、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までを計画期間とする「第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(以下「第8期計画」という。)で定める各種施設の整備のうち、公募選定が行われていない下記2のサービスについて行う。
- (2) 応募は、1法人につき1件とする。
- (3) 応募時点で法人格を既に有していること。
- (4) 応募書類の提出以降および選定後、事業者の都合による応募書類の変更は、原則、認められない。
- (5) 第8期計画期間中(令和5年度末)に整備が完了できる整備計画であること。
- (6) 整備にあたっては、自然災害・感染症・介護人材不足への対策を考慮して、整備計画を策定すること。

### 2 令和4年度に募集するサービス

#### 【(介護予防)特定施設入居者生活介護】

- (1) 第8期計画期間においては、市内全域で1施設(約60床)の整備を進める。
- (2) 対象施設は、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅とする。
- (3) 特定施設入居者生活介護に係る市単独の補助はない。
- (4) 募集に係る詳細については、別途定める「令和4年度(2022年度)越谷市特定施設入居者生活介護事業者公募要項」を参照とすること。

### 3 その他

第8期計画期間に予定をしている、開設から10年以上経過した介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)1施設の大規模修繕の選定については、令和4年度に別途対象施設の選定を行う。